

暴風警報・特別警報・水害に係る避難準備等に対する非常措置について

1. 開館前に暴風警報、特別警報、水害に係る高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保が発令されていた場合
 - (1) 解除されるまで、閉館します。
 - (2) 解除された場合については、以下の非常措置をとります。

発令	
9時までに解除	10時から開館
11時までに解除	13時から開館
11時以降に解除	解除時間より2時間後から開館

※館内の安全を確認次第、開館します。来館時は、電話で開館を確認の上来館をお願いします。

2. 児童館が開館している時に発令された場合
 - (1) ただちに閉館します。